

熊本市介護サービス情報の公表に係る調査指針

制定 平成30年8月15日健康福祉局長決裁

改正 平成31年 4月1日介護保険課長決裁

令和3年10月13日健康福祉局長決裁

1 目的

この調査指針は、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号。以下、「法」という。）第115条の35第3項に規定する事業者（法第115条の35第1項に規定する介護サービス事業者をいう。以下同じ。）が報告した介護サービス情報（法第115条の35第1項に規定する介護サービス情報をいう。以下同じ。）に関し、本市が実施する必要があると認めるときに行う調査について具体的事項を定めることにより、適正かつ効果的な調査の実施を図ることを目的とする。

2 調査方針

調査は、利用者保護の観点から、介護サービスの情報（基本情報及び運営情報）の根拠となる事実を確認するために行うものである。

3 調査対象事業者

調査対象事業者は、次のとおりとする。

- (1) 新たに介護サービスの提供を開始する事業者
ただし、外部評価が義務付けられている地域密着サービス事業者を除く。
- (2) 報告内容に疑義が生じた事業者
- (3) 実地指導を実施する事業者
- (4) 自ら希望して調査を申し出た事業者

4 調査の内容及び方法

調査の内容及び方法は、調査対象事業者により次のとおりとする。

- (1) 新たに介護サービスの提供を開始する事業者の場合
指定申請審査事務等にあわせて、基本情報についてのみ書面調査を行うものとする。
- (2) 報告内容に疑義が生じた事業者の場合
基本情報及び運営情報について、事業者を訪問し、当該調査に関して事業者を代表する者との面接調査又は書面調査等の方法によって行うものとする。
- (3) 実地指導を実施する事業者の場合
実地指導時に併せて調査を実施する。基本情報及び運営情報について、事業者を訪問し、当該調査に関して事業者を代表する者との面接調査又は書面調査等の方法によって行うものとする。
- (4) 自ら希望して調査を申し出た事業者の場合
基本情報及び運営情報について、事業者を訪問し、当該調査に関して事業者を代表する者との面接調査の方法によって行うものとする。

調査を申出た事業者は、本市介護保険法施行令第37条の2第1項の規定に基づく介護サービス情報の報告に関する計画に定めた期限までに（別紙）介護サービス情報調査

申出書により熊本市健康福祉局福祉部介護保険課介護事業指導室へ申し出を行うものとする。

5 調査手数料

熊本市手数料条例第2条第1項第44号の2の規定により、3の(4)に記載する事業者は介護サービス情報調査事務手数料として18,000円を納入するものとする。

附 則

この指針は、平成30年6月19日から適用する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和3年10月13日から適用する。